

令和4年3月25日

### 特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/health\\_promotion/pdf/food\\_labeling\\_cms206\\_200602\\_03.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf)

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 斎藤、平松、井形

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	アレルギー除去食品 無乳糖食品	明治ミルフィーHP (エイチピー)	株式会社 明治	4010601028138	母乳は赤ちゃんにとって最良の栄養です。明治ミルフィーHPは、ミルクアレルギーや先天性乳糖不耐症及びガラクトース血症の赤ちゃんに、または一過性に乳糖不耐症を呈す赤ちゃんに、母乳あるいは調製粉乳の代替品としてお使い頂けます。	第2021021号
2	アレルギー除去食品 無乳糖食品	明治エレメンタル フォーミュラ	株式会社 明治	4010601028138	母乳は赤ちゃんにとって最良の栄養です。明治エレメンタルフォーミュラは、ミルクアレルギーや先天性乳糖不耐症およびガラクトース血症の赤ちゃんに、または一過性に乳糖不耐症を呈す赤ちゃんに、母乳あるいは調製粉乳の代替品としてお使いいただけます。	第2021022号